平成２１年（フ）第４８号
徳島県阿南市日開野町筒路37番地１　コーポ松橋305号
債務者　西川美津子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７号
徳島県美馬市美馬町字竹ノ内235番地１、前住所徳島県三好市東祖谷菅生632番地７
債務者　庄司　次義
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７０号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島670番地１中島団地233、前住所徳島県阿波市阿波町桜ノ岡24番地　桜ノ岡団地16号
債務者　阿部　利江（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第６８５号
愛媛県松山市余戸南１丁目20番46号　佐伯住宅、住民票上の住所愛媛県松山市衣山４丁目658番地２　第90杉フラット703号
債務者　濱家　　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
愛媛県宇和島市伊吹町193番地７　宮崎アパート５号
債務者　竹﨑　幸弘
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１６３号
愛媛県西予市明浜町俵津２番耕地858番地第３
債務者　山下喜代美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１７４号
福岡県飯塚市鯰田1590番地２　県住６棟503号
債務者　井上こと　安　　守恵
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７７号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地６棟634号
債務者　森　くに恵
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２２３号
北九州市門司区浜町２番24―402号
債務者　岩田　広樹
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２５１号
北九州市八幡西区陣原３丁目22番８号
債務者　野口眞里子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２６８号
北九州市小倉南区下城野２丁目12番６号
債務者　樋口佳容子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎236番地の43
債務者　楳　美佐代
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第６２７号
宮崎市大字大瀬町705番地
債務者　菊池　隼人
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４２号
宮崎県都城市高崎町江平2327番地14
債務者　築地　優周
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１３０号
鹿児島県奄美市笠利町大字須野37番地
債務者　森　　洋子（旧姓松坂）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津21番地１
債務者　藤岡　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部